

改定素案		現行(第13回改定)	改定理由
<p>中分類33—電気業 総説</p> <p>この中分類には、一般の需要に応じ電気を供給する事業所又はその事業所に電気を供給する事業所及び特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業所が分類される。 自家用発電の事業所も本分類に含まれる。</p>		<p>中分類33—電気業 総説</p> <p>この中分類には、一般の需要に応じ電気を供給する事業所又はその事業所に電気を供給する事業所、特定規模需要に応じ一般電気事業者が運用・維持する系統を経由して電気を供給する事業所、特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業所が分類される。 自家用発電の事業所も本分類に含まれる。</p>	<p>「電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)」の改正に伴う電気事業者の類型見直しを踏まえ、現行の事業実態に即したものにするため。</p>
<p>小分類 細分類 番号 番号</p> <p>330 管理、補助的経済活動を行う事業所(33電気業)</p> <p>3300 主として管理事務を行う本社等 主として電気業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 ○電気事業会社本社・同支店・同支社；給電司令所；公営企業電気局(部)</p> <p>3309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 主として電気業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。 ○電気事業会社営業所；サービスセンター；自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用倉庫 ×電気保安協会[7499]</p>	<p>小分類 細分類 番号 番号</p> <p>330 管理、補助的経済活動を行う事業所(33電気業)</p> <p>3300 主として管理事務を行う本社等 主として電気業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 ○電気事業会社本社・同支店・同支社；給電司令所；公営企業電気局(部)</p> <p>3309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 主として電気業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。 ○電気事業会社営業所；サービスセンター；自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用倉庫 ×電気保安協会[7499]</p>		

改定素案	現行(第13回改定)	改定理由
<p>331 電気業</p> <p><u>3311 発電業</u>  <u>事業者自らが維持、運用する電気工作物(発電用又は蓄電用)を用いて、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業、特定送配電事業のため、または自家用発電や特定供給を行うための電気の発電、放電を行う事業所をいう。</u>  <u>ただし、一般送配電事業により離島等供給を行う事業所を除く。</u>  <u>○水力発電所;火力発電所;原子力発電所;ガスタービン発電所;地熱発電所;太陽光発電所;風力発電所;蓄電施設</u></p> <p><u>3312 送配電業</u>  <u>事業者自らが維持、運用する電気工作物(送電用及び配電用)により、供給区域において振替供給、接続供給や電力量調整供給を行う事業所(発電事業に該当する部分を除く。)をいう。</u>  <u>なお、離島等供給、最終保障供給、特定送配電事業を行う事業所を含む。</u>  <u>○一般送配電事業;送電事業;配電事業;特定送配電事業;変電施設</u></p> <p><u>3313 電気小売業</u>  <u>電気の小売供給を行う事業所をいう。</u>  <u>ただし、一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分の事業を除く。</u>  <u>○小売電気事業</u></p> <p><u>3314 電気卸供給業</u>  <u>電気の供給能力を有する者(発電事業者を除く。)に対し、発電又は放電を指示する方法等により集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業、特定送配電事業又は特定卸供給事業のために供給する事業所をいう。</u>  <u>○特定卸供給事業(アグリゲーター)</u></p>	<p>331 電気業</p>	<p>【新設】          ・電気事業法(昭和39年法律170号)の改正に伴う電気事業者の類型見直しを踏まえ、新設する。          ・大型の蓄電池から小売事業等用の電気を放電する事業が「発電事業」に位置づけられたことを踏まえ(令和5年4月1日施行)、定義文に反映するとともに「蓄電施設」を内容例示に追加する。</p> <p>【新設】          ・電気事業法(昭和39年法律170号)の改正に伴う電気事業者の類型見直しを踏まえ、新設する。</p> <p>【新設】          ・細分類5599「他に分類されないその他の卸売業」及び細分類6099「他に分類されないその他の小売業」から分離して新設する。</p> <p>【新設】          ・細分類5599「他に分類されないその他の卸売業」及び細分類6099「他に分類されないその他の小売業」から分離して新設する。</p>

日本標準産業分類第14回改定案（F—電気・ガス・熱供給・水道業）

改定素案	現行（第13回改定）	改定理由
	<p>3311 <u>発電所</u>  <u>発電機、原動力設備、その他の電気工作物を設置して電気を発生する事業所をいう。</u>            ○水力発電所；火力発電所；原子力発電所；ガスタービン発電所；地熱発電所；太陽光発電所；風力発電所</p> <p>3312 <u>変電所</u>  <u>構外から送電される電気を更に構外に送電又は配電するために、構内に設置した変圧器、水銀整流器、シリコン整流器、その他の機械器具により変成する事業所をいう。</u>            ○変電所</p>	<p>電気事業者の類型見直しを踏まえた改定により廃止する。</p> <p>電気事業者の類型見直しを踏まえた改定により廃止する。</p>